

約款 新旧対照表

『専用サーバーサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2条(サービスの種類・内容)	<p>第2条(サービスの種類・内容)</p> <p>1. 「さくらの専用サーバーサービス」および「専用サーバーサービス」(以下、両者を併せて本専用サーバーサービスにおいて「本基本サービス」といいます)の種類および内容は、以下のとおりです。</p> <p>i. さくらの専用サーバーサービス</p> <p>さくらの専用サーバーサービスとは、当社が当社データセンター内に設置したサーバー設備(以下、「当社サーバー設備」といいます)1台の機能を、利用者専用として提供するサービスです。当社の他のサービスとの複数台の接続に対応しています。</p> <p>ii. 専用サーバーサービス</p> <p>専用サーバーサービスとは、当社が当社サーバー設備1台の機能を、利用者専用として提供するサービスです。</p>	<p>第2条(サービスの種類・内容)</p> <p>1. 「さくらの専用サーバーサービス」および「専用サーバーサービス」(以下、併せて「本基本サービス」といいます)の種類および内容は、以下のとおりです。</p> <p>i. さくらの専用サーバーサービス</p> <p>さくらの専用サーバーサービスとは、当社が当社データセンター内に設置したサーバー設備(以下、「当社サーバー設備」といいます)1台の機能を、利用者専用として提供するサービスです。当社の他のサービスとの複数台の接続に対応しています。</p> <p>ii. 専用サーバーサービス</p> <p>専用サーバーサービスとは、当社が当社サーバー設備1台の機能を、利用者専用として提供するサービスです。</p>	<p>不要な語句を削除いたします。</p>
第3条(料金の支払)	<p>第3条(料金の支払)</p> <p>1. 本基本サービスおよびそのオプションサービス(以下、「本専用サーバーサービス」といいます)の料金の支払方法については、基本約款第12条第2項の定めにかかわらず、利用料金額が10万円以上であっても、クレジットカード払いを選択することができるものとします。</p>	<p>第3条(料金の支払)</p> <p>1. 本基本サービスおよびそのオプションサービス(以下、併せて「本専用サーバーサービス」といいます)の料金の支払方法については、基本約款第12条第2項の定めにかかわらず、利用料金額が10万円以上であっても、クレジットカード払いを選択することができるものとします。</p>	<p>脱字の修正を致します。</p>
第39条(申込み)	<p>第39条(申込み)</p> <p>1. 本オプションサービスは、「さくらの専用サーバー」「さくらのクラウド」「リモートハウジング」(以下、これらを総称して「本オプション適用サービス」といいます)の各基本サービスを複数利用中である利用者限り、申込みすることができるものとします。</p>	<p>第39条(申込み)</p> <p>1. 本オプションサービスは、「さくらの専用サーバー」「さくらのクラウド」「ハウジング」「リモートハウジング」(以下、これらを総称して「本オプション適用サービス」といいます)の各基本サービスを複数利用中である利用者限り、申込みすることができるものとします。</p>	<p>対象サービスの追加をいたします。</p>
附則第1条(適用開始)	<p>附則第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成27年6月25日から適用された専用サーバーサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成27年10月20日より適用されます。</p>	<p>附則第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成27年10月20日から適用された専用サーバーサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成28年3月1日より適用されます。</p>	<p>本改定にもなう適用日の変更をおこないます。</p>